上越市
JOETSU CITY

上越市ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金



働きやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、国や新潟県において、働きやすい取組を行う優れた企業を認定する各種認定制度が設けられています。

市では、各種認定制度に新たに申請する場合、金融機関から資金を借り入れた際の借入利子の一部を補助します。

※ 予算額に達した時点で、募集を終了します。



補助対象事業者

次のいずれにも該当すること
〇市内に主たる事業所を有する中小企業者等(注)
〇申請日時点で継続して事業を行っていること
〇市税を滞納していないこと
〇申請年度と同一年度内に、次のいずれかの認定を受けること
・えるぼし認定
・くるみん認定
・ユースエール認定
・もにす認定
・Ni-ful（ニーフル）
（新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度）

（注）中小企業信用保険法 第２条第１項第１号、第２号　及び第６号に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律 第３条第１項に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合等

補助内容

金融機関から金銭消費貸借証書により貸付を受けている資金に係る利子支払い額を補助するもの。

〇補助対象融資限度額
1,000万円

〇補助額
借入利子の1/2（上限10万円）

〇利子補給期間
申請日の１年前の日の翌日から申請日までの間に支払った利子が対象

申請の流れ

申請者

①補助金申請
各認定制度に申請する前に、次の書類をそろえて申請する。
・上越市ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金交付申請書（第１号様式）
・各認定の申請の際に提出する応募用紙または申請書の写し
・補助金の交付を申請する資金の金銭消費貸借証書の写し
・補助金の交付を申請する資金に係る利子支払証明書（第２号様式）

④実績報告
各認定を受けたら、同一年度の年度末までに認定証、または基準適合一般事業主認定通知書の写しを提出する。

上越市

②受理、審査

③交付決定を通知

⑤実績報告を受理、審査後、交付額を確定し、補助金を交付する。

制度の詳細・相談・お問合せ

申請書類・詳細等は、上越市ホームページをご確認ください。
上越市トップページ＞組織でさがす＞産業政策課＞ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金

お問合せ先：上越市産業部産業政策課　労働係　025-520-5730（直通）